

議第104号

京都市条例の読点の表記を改める条例の制定について

京都市条例の読点の表記を改める条例を次のように制定する。

令和4年5月18日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市条例の読点の表記を改める条例

(読点の表記の改正)

第1条 次に掲げる本市の条例において、読点として表記する「,」を「、」に改める。

- (1) この条例の施行の際現に効力を有する条例
- (2) この条例の施行の際現に公布されている条例のうち、いまだ効力を有しない条例
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める条例

(委任)

第2条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第1条第3号の規定は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

本市の条例の読点として表記する「,」を「、」に改める必要があるので提案する。